男女共同参画の視点

性別による役割意識を変えよう

現代の日本社会には、これまで当然として認識されてきたさまざまな慣習が根付いています。「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割意識もその一つです。

例えば、男性に対して「外で働いて家族を養うのが役目」「弱音を吐いてはいけない」、女性に対して「家事・育児が仕事」「仕事は一生続けなくてもよい」などのイメージを持っていませんか。このような固定観念により、男性は仕事を優先して、家庭や自身のための時間が持てていないかもしれません。女性は働くことを諦めたり、家事や育児の重圧に苦しんだりしているかもしれません。

令和2年度に実施した市民アンケート調査では、男女の固定的な役割があると感じている人が全体の5.8％という結果が出ました。平成27年度に実施した調査と比べると、その割合は減少しているものの、いまだに多くの人が固定観念を持っていると考えられます。

誰もがお互いを尊重し、性別にとらわれず活躍できる社会の実現を目指しましょう。

※くわしくは市民協働課（☎20-1507）へ。

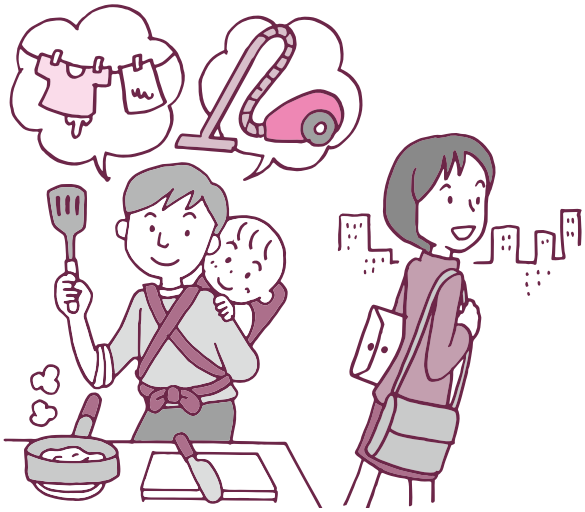

消費生活相談Q&A

マッチングアプリなどでの投資詐欺に注意

Q マッチングアプリで知り合った女性から「暗号資産（仮想通貨）の売買で資産を増やしませんか」と誘われたので、紹介してもらった取引所で口座を開設し、80万円分の暗号資産を購入しました。その後、10万円の利益が出たのでその分を出金しましたが、当初購入した80万円は出金できなくなっていました。女性とも連絡がつかないのですが、資金は戻ってこないのでしょうか。

A もうかると言って紹介された取引所での暗号資産の取引では、利益が出ているかのように見せかけていたり、開設した口座自体が架空のものであったりするケースがあります。消費者を信じ込ませるための見せかけのデータが用意されている可能性がありますので、十分注意しましょう。

もうけ話には安易に応じない

面識のない相手の誘いには安易に応じず、疑わしい行為を持ちかけてくる相手とはやり取りを行わないようにしましょう。

投資や取引は慎重に

事業者は、日本の居住者を相手方として金融商品取引を行う場合や暗号資産の取引を行う場合は、金融庁への登録が義務付けられています。登録事業者は金融庁ホームページに掲載されていますので、投資を行う前に確認するようにしましょう。

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

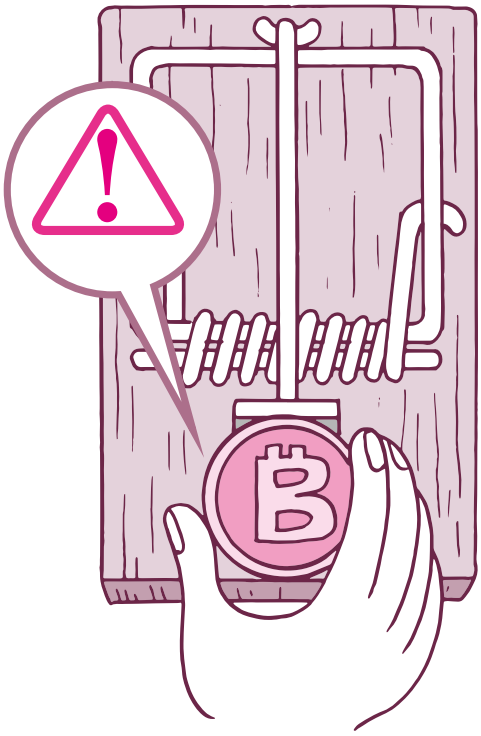

人間ドックと脳ドック

費用の一部を助成します

市では、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が、健康診査を受けずに人間ドック・脳ドックを受ける場合に、費用の一部を助成しています。

対象＝次の全てに当てはまる人

国民健康保険に加入している場合

○受検日時点での年齢が35～74歳
○申請日と受検日に国民健康保険に加入している
○国民健康保険税を完納している世帯に属している
○市が実施する「一般健康診査」「特定健康診査」を同年度内に受診していない

人間ドック・脳ドック指定検査医療機関

医療機関名	電話番号
成田赤十字病院	22-2311
成田病院	22-1500
千葉脳神経外科病院*	043-250-1228
県立佐原病院	0478-54-1231
北総栄病院	95-6811
聖隷佐倉市民病院	043-486-0006
総合病院国保旭中央病院	0479-63-8111
龍ケ崎済生会病院	0297-63-7111
千葉ロイヤルクリニック	043-204-5511
成田富里徳洲会病院	93-1001
日本医科大学成田国際空港クリニック	34-6119
国際医療福祉大学成田病院	35-5602

＊脳ドックのみ

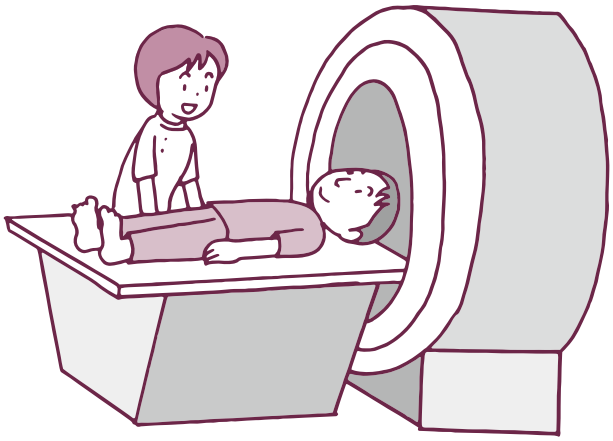

○同年度内（脳ドックは2年度以内）に助成を受けていない

後期高齢者医療保険に加入している場合

○申請日と受検日に市に住民記録がある
○市税・後期高齢者医療保険料を完納している
○市が実施する「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を同年度内に受診していない
○同年度内（脳ドックは2年度以内）に助成を受けていない

助成額

○人間ドック…検査費用の70パーセント（上限3万5,000円）
○脳ドック…上限2万円

利用方法＝左表の指定検査医療機関に予約し、検査の2週間前までに、受検日と予約内容が分かる物、保険証、印鑑を持って保険年金課（市役所1階）または下総・大栄支所で手続きし、後日郵送される承認書を持って受検する

※くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。

国民年金

初めて受け取るときは必ず請求手続きを

「年金は65歳になると自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書（老齢給付）」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する「繰下げ請求」もできます。

年金の請求手続きは、佐原年金事務所（☎0478-54-1442）、ねんきんサテライト成田（☎24-5715）で行ってください。任意加入期間を含め加入期間の全てが「第1号被保険者」の人は、保険年金課（市役所1階）または下総・大栄支所でも手続きできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金や遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要です。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）へ問い合わせてください。

国民年金の加入者の種類	①第1号被保険者…20～59歳の自営業者など ②第2号被保険者…会社員・公務員など ③第3号被保険者…②に扶養されている20～59歳の配偶者

※くわしくは保険年金課（☎20-1547）へ。